

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を
公布する。

平成27年1月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第72号

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定め
る規則

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成25年12月24日
京都市条例第85号）の施行期日は、平成27年2月11日とする。

(建設局自転車政策推進室)